

事業事前評価表

国際協力機構中南米部中米・カリブ課

1. 案件名（国名）

国名：ハイチ共和国

案件名：レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画

Projet de Rétablissement du Système d'Approvisionnement en Eau Potable pour la Reconstruction de la Ville de Léogâne

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるレオガン地域の現状と課題

2010年に発生した大地震の震源地近く位置するレオガン市は、建物の90%以上が倒壊・損傷する等甚大な被害を受けた。国際社会による支援を通じて復旧・復興に向けた活動が進められており、JICAによる「復興支援緊急プロジェクト」（開発計画調査型技術協力、2010-2011年、以下「緊急プロジェクト」）では、「レオガン市復興のための市街地給水緊急リハビリ事業」を実施し、市街地の一部で配水管路整備等を行った。しかしながら、本事業対象地域における2013年現在の給水普及率は2.8%にとどまっており、市民のニーズを満たすためには配水管路の拡張が求められており、安定した水の確保のための給水施設の復旧が引き続き喫緊の課題である。

(2) 当該国におけるレオガン地域の開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

ハイチ政府は、経済及び行政機能の首都への一極集中が未曾有の規模の震災被害を招いたとの反省に基づき、「ハイチ国家開発戦略計画」（2012年策定、2033年までの開発政策）で地方分散化・地方開発を掲げている。本事業は、地方都市での給水網の復旧と拡充に貢献し、同計画の重点分野「国土開発」の中の「給水衛生設備の拡大プログラム」に合致するものである。

(3) レオガン地域に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国は、震災直後より被害の著しかったレオガン地域において集中的な協力を行い、国際緊急援助隊医療チーム、国連PKO（国連ハイチ安定化ミッション）等の活動実績がある他、JICAにより実施された上述の「緊急プロジェクト」においてレオガン地域をモデルとした復興開発計画を策定した。同計画に基づいて「レオガン市復興のための市街地給水リハビリ事業」（開発計画調査型技術協力、2010-2011年）及び「レオガン市復興のための市街地道路整備計画」（無償資金協力、2010-2013年）を実施している。

(4) 他の援助機関の対応

スペイン国際協力庁と米州開発銀行は全国の給水率向上のため、DINEPAに総計約100億円の基金を供与しており、我が国がレオガンの給水整備を担うことについて調整済み。また、CARE、Save the Children、JEN等のNGO及び赤十字等の国際機関は、レオガン市街地周辺の計画給水人口1万人以下の給水施設の設置及び修復を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、レオガン市において、水源及び水道管網を含む水道施設の復旧整備を行うことにより、給水量と給水人口の増加を図り、もって住民の安全な水へのアクセス改善に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

西県レオガン郡レオガン市／対象地域人口：25,500人（2013年）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

高架水槽、管路整備：約36km（送水管路：高密度ポリエチレン管（HDPE）、配水管：高密度ポリエチレン管（HDPE））、各戸給水接続：900 栓

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

コンサルティング・サービス：入札支援、施工監理等

ソフトコンポーネント：運営・維持管理を担うレオガン都市給水・運営センター（CTE）の施設運転・維持管理能力の向上等の支援

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 6.75 億円（概算協力額（日本側）：6.69 億円、ハイチ国側：0.06 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2014年6月～2015年12月を予定（計19ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

国家給水衛生局（Direction Nationale de l' Eau Potable et de l' Assainissement, DINEPA）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会ガイドライン」（2010年4月公布、以下 JICA ガイドライン）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本事業に係る環境影響評価（EIA）及び初期環境影響評価（IEE）報告書は、同国国内法上作成が義務付けられていない。

④ 汚染対策：工事中の大気汚染、騒音・振動については、散水等による粉塵等の緩和、工事作業時間帯の制限等の対策をとる。供用後の水質については、塩素消毒等の対策がとられる予定である。

⑤ 自然環境面：事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。

⑥ 社会環境面：本事業は約0.24haの用地取得を伴い、同国国内手続き及び JICA ガイドラインに沿って用地取得が進められる。なお、非自発的住民移転は伴わない。

⑦ その他・モニタリング：本事業は、DINEPA が水質についてモニタリングする。

2) 貧困削減促進：安全な水の供給により住民の衛生状況が改善されることで、水因性疾病予防による貧困削減の促進が期待できる。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：女性及び子どもに負担となっている水運搬労働が軽減される。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：2.（4）で上述以外は特になし。

(9) その他特記事項：DINEPA は、水道料金収入によって運営・維持管理費を確保できない場合は国庫から補てんする方針としている。

